



島根県報

平成28年3月22日（火）

号外第37号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第206号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町上阿井 1727番6地先から同 1738番1地先まで	前	メートル 7.00～ 13.50	メートル 175.80	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	7.00～ 18.00	176.00		
県道	斐川一畑大 社線	出雲市大社町鷺浦975番 4地先から同730番2地 先まで	前	4.00～ 12.00	80.00	出雲県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	7.00～ 12.00	80.00		
〃	田儀山中大 田線	大田市大田町大田イ 2275番2地先から同イ 2276番1地先まで	前	3.30～ 4.25	68.69	県央県土整備 事務所大田事 業所	災害防除工事 拡幅
			後	3.47～ 39.74	68.69		
〃	〃	大田市大田町大田イ 2278番4地先から同番 12地先まで	前	3.15～ 5.91	72.69		災害防除工事 拡幅
			後	9.00～ 79.44	72.69		

島根県告示第207号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町上阿井1727番6地先から同1738番1地先まで	メートル 176.00	平成28年 3月22日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
県道	米子広瀬線	安来市伯太町安田関593番5地先から同番7地先まで	180.00	平成28年 3月22日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	田儀山中大田線	大田市大田町大田字長谷イ2278番2地先から同地先まで	120.73	平成28年 3月22日	県央県土整備事務所大田事業所	